⑵①　【単体の場合】
「遠方監視制御設備工事」において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　【特定建設工事共同企業体を構成する場合】
「遠方監視制御設備工事」において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。
⑷　平成11年度以降に、単体又は共同企業体（元請けに限る）として完成・引渡しが完了した、次に掲げる公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置された高圧受配電設備を含む複数の端末設備を、遠方から制御監視する中央監視制御装置の完工実績（機器の製作（他者への依頼製作を含む）、機器の設置、試験調整を実施した工事）を有すること。また、共同企業体の構成員は公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置された高圧受配電設備を含む複数の端末設備を、遠方から制御監視する中央監視制御装置の機器の製作の実績を有すること。
共同企業体としての構成員の実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含まない）している期間とする。
①　専任の主任（監理）技術者が、当該工事に係わる建設業法の許可業種（電気通信工事）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（共同企業体を構成する場合は、構成員毎に１名以上）が、平成11年度以降、公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置された高圧受配電設備を含む複数の端末設備を遠方から制御監視する中央監視制御装置について，機器の設置及び試験調整を実施した工事の経験を有する者であること。
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　次に掲げる技術提案書を提出すること。
・記３に示す提案内容をすべて記載していること。
・提案内容が著しく不適当でないこと。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
ハ）中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
ニ）各構成員の出資比率は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　技術提案に関する事項
技術提案については、下記の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
なお、技術提案の提出が無かった場合、技術提案の内容が適当と認められなかった場合は、競争参加資格が無いものとする。
①　システムの成立性
②　維持管理の手法
③　施工計画
④　ＳＬＡ（Service Level Agreement）
⑤　工程計画　※参考提出（提出は必須とするが記４の評価対象外とする）

４　総合評価に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み
本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。
その概要を以下に示すが、具体的要件及び入札時の評価値に関する基準については、入札説明書によるものとする。
⑵　総合評価技術提案
総合評価技術提案は、記３のうち以下の①～④の技術提案について総合評価することとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
なお、総合評価項目の提出が無かった場合、または総合評価項目で１項目でも不可のある場合は、不適格とする。
①　システムの成立性
②　維持管理の手法
③　施工計画
④　ＳＬＡ（Service Level Agreement）
⑶　評価項目及び評価基準
評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。
①　システムの成立性
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
②　維持管理の手法
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
③　施工計画
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
④　ＳＬＡ（Service Level Agreement）
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価
技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
【４段階評価項目】
本システムを構築するにあたり基本的且つ根幹な事項についての提案項目としており、下記のとおり不可《入札参加不適格》の評価を含めている。
①　優
提案が具体的であり、ＮＥＸＣＯの仕様書による要件が充分に理解され且つ期待できるものであり、これに加え、優れた新規性や合理性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果等が示されており、信頼性が高いと認められるもの。
②　良
提案が具体的であり、ＮＥＸＣＯの仕様書による要件が充分に理解され且つ期待できるものであるが、特段の新規性や合理性は認められない内容のもの。